# 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第十五条第三項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令 （平成二十三年環境省令第二十四号）

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（以下「法」という。）に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。  
ただし、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

* 一  
  法第四条第六項に規定する権限（同条第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為に該当する場合に限る。）
* 二  
  法第十二条第二項に規定する権限

# 附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。